

## 会津若松市次世代産業関連展示会出展補助金の交付等に関する要綱

令和6年3月29日決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、次世代産業関連分野への新規参入又は同分野での新事業の展開を目指す事業者の展示会等への出展に対する補助を行い、当該事業者の販路拡大等を支援するとともに、もって、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 次世代産業関連分野 補助の対象となる次世代産業関連分野は、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 医療福祉
  - イ 高度部材
  - ウ デジタル
  - エ エネルギー・環境
  - オ ロボティクス
  - カ 航空宇宙
  - キ その他市長が特に認める分野
- (2) 展示会等 販路拡大並びに製品及び技術力の広報を目的とした、次世代産業関連分野への新規参入又は同分野での新事業の展開に資する展示会、見本市及び商談会等をいう。ただし、物産展等の製品の即売を目的としたものは除く。
- (3) 展示小間料 展示会等への出展に要する経費のうち、展示区画を占有する費用として当該展示会等を開催する者に支払う金銭をいう。
- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当するものをいう。

### (補助金の交付)

第3条 市長は、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、展示会等に出展する事業者に対して、予算の範囲内において会津若松市次世代産業関連展示会出展補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、次世代産業関連分野への新規参入若しくは同分野での新事業の展開を目指す中小企業者であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。
  - (1) 市税に未納がある事業者
  - (2) その他市長が適当でないと認める事業者
- 3 補助金の交付は、同一の年度において同一の補助事業者につき、1回の展示会等に係るものに限り行うものとする。

### (補助対象経費及び補助額)

第5条 補助対象経費は、展示小間料とする。ただし、当該展示小間料について国や県等の補助を受けるものは対象としない。

- 2 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。
  - (1) 前項の補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が出たときは、当該端数は切り捨てる。）
  - (2) 10万円

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、会津若松市次世代産業関連展示会出展補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、展示会等が開始される日の14日前までに市長に申請しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、その内容

が適当と認めるときは、当該補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助事業者は、規則第6条第1項各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業者の変更
- (2) 補助対象経費の増減
- (3) 展示会等への出展期間の変更又は出展の中止
- (4) 展示会場又は展示小間数の変更

(変更等の承認の申請)

第9条 規則第6条第1項第2号の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ会津若松市次世代産業関連展示会出展補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第10条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、会津若松市次世代産業関連展示会出展補助金実績報告書(第3号様式)に必要な書類を添えて行うものとする。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、実績報告書の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 市長は、交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、会津若松市次世代産業関連展示会出展補助金請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整理等)

第14条 補助事業者は、補助金の収支状況を記した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(状況報告)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、交付年度の翌年度3月に、事業所の状況について報告を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は前項の規定による報告を求められた場合は、会津若松市次世代産業関連展示会出展補助金状況報告書(第5号様式)により報告するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(会津若松市医療福祉関連展示会出展補助金の交付等に関する要綱の廃止)

2 会津若松市医療福祉関連展示会出展補助金の交付等に関する要綱(平成23年3月31日決裁)は、廃止する。